

「朝霞市投票区の一部見直し(案)」にご意見をお寄せください

問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

市選挙管理委員会では、投票所の増設および投票区の一部見直しを検討しており、その投票区の一部見直し(案)について、市民の皆さんからの意見を募集します。

見直し(案)の投票区／

- (1) 第10投票区(宮戸市民センター)の一部を、新たに第23投票区(朝霞たちばな幼稚園)に変更する。
- (2) 第16投票区(根岸台保育園)の一部を、第2投票区(根岸台市民センター)に変更する。

意見募集期間／5月1日(休)～6月2日(月) ※消印有効

意見を提出できる方／市内在住の方

閲覧資料／朝霞市投票区の一部見直し(案)概略図(詳細版)

閲覧場所／市政情報コーナー、選挙管理委員会事務局、内閣木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館、北朝霞分館)、市ホームページ

意見の提出方法／件名を「朝霞市投票区の一部見直し(案)の意見」として、住所、氏名、意見およびその理由を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、選挙管理委員会事務局に提出してください。様式は自由。電話受付不可

※メールの場合、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載してください。

提出先／

- ・〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
朝霞市役所選挙管理委員会事務局宛て
- ・FAX 463-1420
- ・メール senkan@city.asaka.saitama.jp

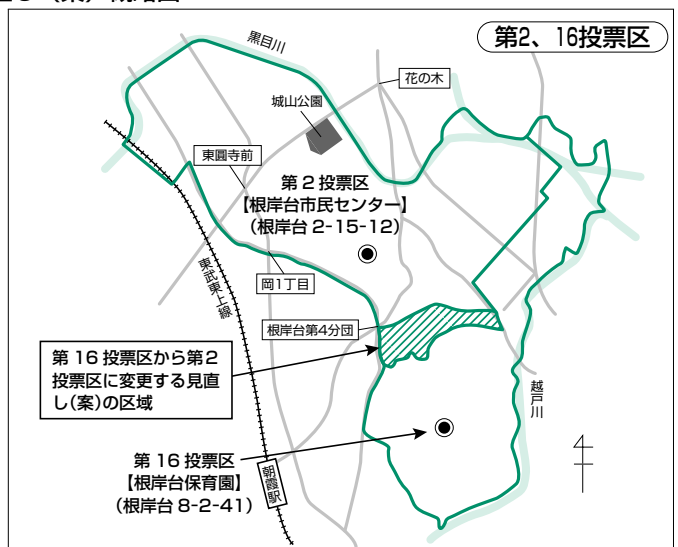
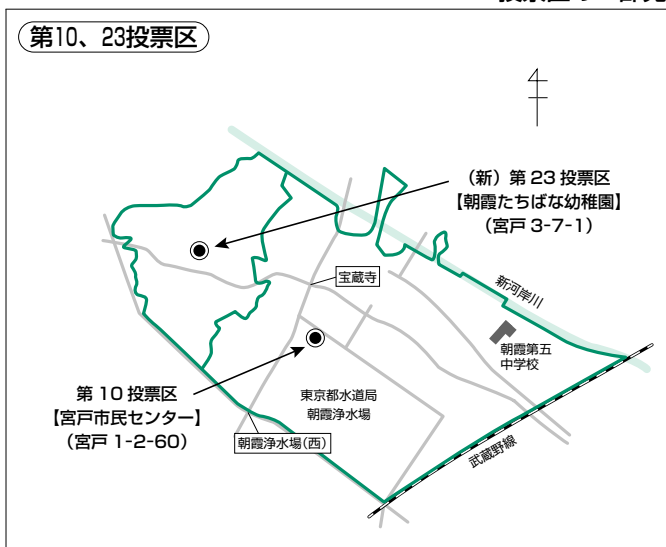
意見の公表／市民の皆さんからいただいた意見は氏名等の個人情報を除き、後日、市ホームページ等で公表する予定です。なお、意見に対する個別の回答はしません。

投票区の一部見直し(案)区域一覧表

投票区(投票所)	変更後区域	変更前区域
第10投票区(宮戸市民センター)	①宮戸1丁目(全域) ②宮戸2丁目(1番、12番26～47号、13番1～12号、13番39～45号、14番1～10号、14番21～34号、15～18番) ③宮戸3丁目(1番、2番、3番1～17号、3番86～95号、21～23番) ④宮戸4丁目(全域) ⑤大字宮戸(1～50番地、76～99番地、373～389番地、3545～3577番地を除く)	①宮戸1丁目(全域) ②宮戸2丁目(全域) ③宮戸3丁目(全域) ④宮戸4丁目(全域) ⑤大字宮戸(1～50番地、76～99番地、373～389番地、3545～3577番地を除く)
(新)第23投票区(朝霞たちばな幼稚園)	①宮戸2丁目(2～11番、12番1～25号、12番48～93号、13番13～38号、14番11～20号) ②宮戸3丁目(3番18～85号、4～20番)	
第2投票区(根岸台市民センター)	①岡1丁目(16～21番) ②岡2丁目(2～9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4～17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19～41号、6～8番、9番21～27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237～1324番地、1327～1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1～230番地、378～383番地) ⑨大字台(81～97番地、277～327番地) ⑩大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地)	①岡1丁目(16～21番) ②岡2丁目(2～9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4～17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥大字溝沼(1237～1324番地、1327～1353番地、1422番地) ⑦大字岡(1～230番地、378～383番地) ⑧大字台(81～97番地、277～327番地) ⑨大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地)
第16投票区(根岸台保育園)	①根岸台4丁目(1番、5番1～18号、5番43～56号、9番1～20号、9番28～54号、10～12番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22～48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81～97番地、277～327番地を除く) ⑥大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地を除く) ⑦大字下内間木(113～121番地)	①根岸台4丁目(1番、3～14番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22～48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81～97番地、277～327番地を除く) ⑥大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地を除く) ⑦大字下内間木(113～121番地)

※変更となるのは、太字部分です。

投票区の一部見直し(案)概略図



凡例：花の木 交差点名

問…問い合わせ